千六十一番地の一、千六十一番地の三、千六十二番地の一、千六十二番地の二、千六十三番地の五、千六十三番地の六、千六十六番地の十、千六十六番地の十一、千六十六番地の十六、千六十七番地、千六十七番地の四、千六十八番地の二、千六十八番地の五、千六十八番地の八及び千六十八番地の九並びに飾磨区英賀字葭林新田甲千九百二十二番地の二、甲千九百二十六番地の一から甲千九百二十六番地の九まで、甲千九百二十七番地の一、甲千九百二十七番地の六、甲千九百二十七番地の八から甲千九百二十七番地の十まで、甲千九百二十八番地の七、甲千九百二十八番地の十三、甲千九百二十九番地の一、甲千九百二十九番地の三から甲千九百二十九番地の五まで、甲千九百三十番地の一、甲千九百三十二番地、甲千九百三十三番地の二から甲千九百三十三番地の四まで、甲千九百三十三番地の二十、甲千九百三十三番地の二十四及び甲千九百三十七番地の五から甲千九百三十七番地の七までの区域

(5)　広畑区鶴町一丁目五十六番地から六十二番地まで、六十三番地の一、六十三番地の二、六十四番地、六十五番地、六十六番地の一、六十六番地の二、六十七番地から九十七番地まで、九十八番地の一、九十八番地の二、九十九番地から百一番地まで、百一番地の二及び百一番地の三、広畑区鶴町二丁目三十八番地から四十六番地まで、四十七番地の一、四十七番地の二、四十八番地、四十九番地の一、四十九番地の二、五十番地から五十三番地まで、五十四番地の一、五十四番地の二、五十五番地から五十七番地まで、五十七番地の二から五十七番地の十まで、五十八番地、五十九番地の一から五十九番地の三まで、六十番地の一、六十番地の二、六十一番地の一、六十一番地の二、六十二番地の一、六十二番地の四、六十二番地の五及び六十三番地から六十六番地まで、広畑区大町一丁目五十九番地の一から六十八番地の四まで、広畑区大町二丁目十七番地から五十六番地まで並びに広畑区大町三丁目三十一番地の一から五十八番地の六十三までの区域

(6)　大津区勘兵衛町一丁目百二十九番地から百九十三番地まで並びに大津区勘兵衛町四丁目十番地及び三十番地の一から三十五番地までの区域

(7)　網干区新在家字衣掛九百四十番地の一、千二百三十九番地の一及び千二百三十九番地の四から千二百三十九番地の七まで並びに字塩浜百七十九番地の一、百七十九番地の五、百七十九番地の六、百九十二番地の一、二百二番地の二、二百二番地の四、二百二番地の五、二百七番地の二から二百七番地の四まで、二百十八番地の一、二百十八番地の二、二百十九番地の一、二百九十九番地の二、二百二十四番地、二百三十二番地の一、二百三十六番地の一、二百四十番地、二百四十三番地、二百四十三番地の一及び二百四十三番地の二並びに網干区大江島字西高八百三十番地の区域

(8)　網干区興浜字第一味岡二千八十三番地の二から二千八十三番地の四まで、二千九十三番地の一から二千九十三番地の六十七まで及び二千九十三番地の六十九から二千九十三番地の七十二まで、字小松鼻四百七十三番地、四百七十四番地、四百七十五番地の一、四百七十五番地の二、四百七十六番地の一、四百七十六番地の二、四百七十七番地の一、四百七十七番地の二、四百七十八番地の一、四百七十八番地の二、四百七十九番地の一、四百七十九番地の二、四百八十番地の一、四百八十番地の二、四百八十一番地の一、四百八十一番地の二、四百八十二番地の一、四百八十二番地の二、四百八十三番地の一、四百八十三番地の二、四百八十三番地の七から四百八十三番地の十九まで、四百八十四番地の一から四百八十四番地の三まで、四百八十四番地の五から四百八十四番地の八まで及び四百八十四番地の十から四百八十四番地の十二まで、字鉄炮場四百八十五番地から四百八十七番地まで及び四百八十八番地の一から四百八十八番地の三まで、字古新畑六百六十九番地、六百七十番地の一、六百七十番地の二、六百八十九番地、六百九十番地の一から六百九十番地の三まで、六百九十一番地、六百九十二番地の一、六百九十二番地の二、六百九十三番地、六百九十四番地、六百九十五番地の一、六百九十六番地の一、六百九十六番地の二及び六百九十七番地、字安土川千番地及び千番地の一から千番地の九まで並びに網干区浜田字中沖新田九百三十一番地の二、九百三十一番地の十二、九百三十一番地の十三及び九百三十一番地の十八、字西沖新田八百九十三番地の五から八百九十三番地の七まで、八百九十三番地の九、八百九十三番地の十及び八百九十三番地の十一、字寄洲新畑千百五十三番地の四から千百五十三番地の七まで、千百五十三番地の十二及び千百五十三番地の十三並びに字入江新畑千百三十三番地の区域

第四十五号(2)中「千三百三十四番二十一」の下に「、千三百三十四番二十八のうち薬種畑桟橋以南」を加え、「、千三百三十四番六十三」を「から千三百三十四番六十五まで」に改め、「並びに湊字薬種畑坪のうち和歌山下津港本港区一万トン岸壁の区域」を削り、同号(3)を削り、第六十三号(1)中「十番地の十一」の下に「、十番地の十七、十番地の十八」を、「七十七番地の四十」の下に「、七十七番地の九十一」を加え、第六十五号(1)中「から一番地の百九十六まで、一番地の百九十八、一番地の二百十二」を「、一番地の二百十四、一番地の二百十五」に改め、「、二十六番地から三十番地まで及び三十三番地の一」を「及び二十六番地から三十番地まで」に改め、同号(3)中「、四百番五及び四百番六」を削り、第六十八号を次のように改める。

六十八　福島地区

長崎県松浦市福島町塩浜免字白岩一番一及び一番三、字柳九十三番一、九十九番十三及び百十一番一、字川下百四十六番一及び百四十六番三、字外尾崎二百二十四番一及び二百四十一番一、字松原谷三百十番、字平野四百六番一及び四百十六番七から四百十六番九まで並びに字此浦千百七十三番三の区域

第六十九号中「百六十番地の一、百六十三番地の一、百六十九番地、百八十番地、百八十一番地、百八十三番地の一及び百八十五番地」を「百六十番一、百六十三番一、百六十六番四、百六十六番十五、百六十九番、百八十番、百八十一番、百八十三番一及び百八十五番一」に改め、第七十一号中「字城の内」を「字城ノ内」に改める。

公　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年9月14日

国土交通大臣　前原　誠司

種類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	撮影 地区(地方)	摘要
数値空中写真	20cm相当	平成21年	CCB—2009—2	小松地区	アナログ　405㎢
〃	〃	〃	CCB—2009—3	砺波地区	〃　694㎢
〃	〃	〃	CKK—2009—1	四日市地区	デジタル　1,068㎢
〃	〃	〃	CKT—2009—3	袖ヶ浦地区	〃　690㎢
〃	〃	平成20年	CTO—2008—4	栗駒山1地区	〃　287㎢